岩手県住民協力発注モデル事業実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、東日本大震災津波の被害により失われた景観やまちなみを取り戻すとともに、住宅の自力再建を支援するため、住宅の仕様の統一化によるまちなみの形成と建設費の抑制、住宅工事の効率化を推進することを目的とした「岩手県住民協力発注モデル事業」の実施に必要な事項について定める。

（用語の定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　住民協力発注

　　　　同一団地内で住宅再建を行う被災者等のグループが協力し、設計者等グループの支援により、景観や住宅の仕様を統一した上で、住宅工事を発注することをいう。

(２)　団地等

　　　　防災集団移転による団地等をいう。

(３)　住宅再建者グループ

　　　　同一団地内で住宅再建を行う被災者等によるグループのことをいう。

(４)　設計者等グループ

　　　　住宅再建に係る設計等を行う建築士、工務店等により構成されるグループのことをいう。

(５)　仕様の統一

　　　　屋根、外壁、内装等の色、デザイン、素材、規格等を統一する他、構造、断熱気密、設備等のメーカー、品番等を統一することをいう。

（対象となる事業）

第３　対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

(１)　団地等に再建される住宅のうち、１／３又は１０戸以上が住民協力発注による見込みであること。

(２)　自力再建をする者たちの概ね全数が建築協定（任意）に同意見込みであること。

(３)　団地等の中に建設される災害公営住宅について、設計者等グループのメンバーが設計者となるか、設計者及び行政との調整を行うこと。

(４)　遅延なく施工できるだけの体制が整っていること。

(５)　仕様統一による効率的な住宅建設で生じた建材費、人件費等の削減を、住宅の価格低減に還元するものであること。

（対象経費及び補助金）

第４　事業の対象となる経費は、次の各号に該当し、通常の住宅建設であれば発生しないものとする。

(１)　団地等の仕様統一に資する取り組みにかかる経費。

(２)　住民協定に資する取り組みにかかる経費。

(３)　災害公営住宅建設との調整にかかる経費。

２　補助金は、200万円(税込)を限度に前項の対象経費に対し交付する。

　（事務局）

第５　事務局は、本事業の運営業務の受託者である一般財団法人岩手県建築住宅センターが

　担うものとする。

（事業の申請）

第６　住民協力発注モデル事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、住民協力発注モデル事業申請書（様式第１－１号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、事務局に提出しなければならない。

(１)　設計者等グループの概要（様式第１－２号）

(２)　住宅再建者グループの概要（様式第１－３号）

(３)　仕様統一のコンセプト（任意様式）

（事業の決定）

第７　事務局は、第５に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、住民協力発注モデル事業として決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業申請の取下げ）

第８　申請者は、第７の通知を受けた場合において、当該通知に係る事業の決定内容又はこれに付された件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

２ 前項の規定による申請の取下げがあったときは、事業の決定はなかったものとみなす。

（申請内容の変更）

第９　申請者は、次のいずれかに該当する場合は、住民協力発注モデル事業変更承認申請書（様式第２号）により、速やかに知事に申請しなければならない。

　(１)　設計者等グループの概要の変更が生じた場合

(２)　住宅再建者グループの概要に変更が生じた場合

２　事務局は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の実績報告）

第10　申請者は、住民協力発注モデル事業の対象となる団地等の共通仕様が完成したときは、完了報告書（様式第３－１号）に次の各号に掲げる書類を添付し、すみやかに事務局に提出しなければならない。

(１)　仕様統一に資する取り組み内容（様式第３－２号）

(２)　仕様統一に資する取り組みに要した経費の内訳（様式第３－３号）

(３)　団地等の共通仕様書（任意様式）

(４)　補助金交付請求書(様式第４号)

(５)　その他事務局が求める書類

（補助金交付額の確定等）

第11　事務局は、申請者から第10に規定する完了報告書の提出があったときは、事業の補助金の交付額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12　補助金の交付は、第10に規定する完了報告書の提出を受け、第11に規定する補助金交付額の確定後、行うものとする。

（是正のための措置）

第13　事務局は、第９に規定する完了報告書の提出を受けた場合において、報告書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、対象事業が第４に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

（補助金交付対象者等の決定の取消し及び返還）

第14　事務局または岩手県知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(１)　提出書類の記載事項に虚偽があるとき

(２)　第13の規定に基づく措置をとらなかったとき

(３)　第３の規定に基づく事業に適合しないことが明らかとなったとき

(４)　その他知事が不適当と認めたとき

附　則

この要綱は、平成27年12月１日から施行する。